二　表の第二号のイの支払期間は、当該規定にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる部分の負担金について、それぞれ次に定める年度の初日から起算するものとする。

ア　都道府県が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該市町村に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県が指定する年度

イ～カ　（略）

三～五　（略）

第五　平成十八年九月二十五日農林水産省告示第千二百七十二号（土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　土地改良法施行規則（以下「規則」という。）第三十八条の二第一項第一号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七の十六第一号、第六十七条の二十三、第六十七条の三十及び第六十七条の三十三に規定する主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。	一　土地改良法施行規則（以下「規則」という。）第三十八条の二第一項第一号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十一条の九の四第一号、第六十一条の九の九及び第六十一条の十一に規定する主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。
(一)～(五)　（略）	(一)～(五)　（略）
二　規則第三十八条の二第一項第二号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。	二　規則第三十八条の二第一項第二号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期に係るもの（期間の延長を除く。）	(二)　管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量に係るもの（農用地の転用に伴う取水量の変更を除く。）
(三)　管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の水量の二十パーセント以上の変更に係るもの（次に掲げるものを除く。）	(新設)
ア　農用地の転用に伴う取水量の変更	
イ　農用地以外の土地の流域開発等に伴う流出形態の変化及び豪雨等の異常な天然現象に起因する排水量の変更	
(四)　（略）	(三)　（略）
三　規則第三十八条の二第一項第三号に掲げる事項のうち同項第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七の十六第一号、第六十七条の二十三、第六十七条の三十及び第六十七条の三十三に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費（国営土地改良事業にあっては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舎費並びに平成二十二年度以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費）を除く。）が十パーセント以上変動する場合（次に掲げる場合を除く。）における当該事業費とする。	三　規則第三十八条の二第一項第三号に掲げる事項のうち同項第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十一条の九の四第一号、第六十一条の九の九及び第六十一条の十一に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費（国営土地改良事業にあっては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舎費並びに平成二十二年度以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費）を除く。）が十パーセント以上変動する場合（次に掲げる場合を除く。）における当該事業費とする。
(一)・(二)　（略）	(一)・(二)　（略）